

専門的財務監査評価基準の改正について

今回の専門的財務監査評価基準の主な改正点は以下のとおりです。

○ 改正に当たっての基本的な考え方等

- ・ 令和3年度における監査の実施結果等を踏まえて、助成金の管理・使用における適切な取り扱いに関して、よりの確に監査を行うことができるよう、監査事項の項目等を追加しました。
- ・ また、監査の実施手順や確認事項等について、より分かりやすく、誤解等が生じないように、用語や表現の整理・修正を行いました。
- ・ なお、昨年度の専門的財務監査において、3(2) その他収入に記載の支出の調整に関する項目及び4(5) 積立資産に記載の積立資産の計上、取崩の方針等に関する項目については、適切に対応されていない事例が見受けられていますので、経理処理等について改めてご確認下さい。

○ 主な改正内容

監査事項	改正内容
2 会計一般 (2)予算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査事項の内容をより具体的な記載（予算内で支出しているかではなく、より予算と実績の差異分析を適切に行っているか）に修正しました。</li></ul>
3 収入 (2)その他収入ウ、エ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員や保護者から徴収している実費収入や、児童育成協会以外の自治体等から保育事業に関連した助成金、援助金等の収入によって支払われた支出がある場合には、収支決算書の支出の調整項目で減算処理が必要であることを明示するため、項目を追加しました。</li></ul>
4. 支出 (2)運営費 ②人件費以外の経費 3) 運営委託費・その他業務委託費（コンサルタント契約等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育施設の運営委託以外にも様々な業務委託（コンサルタント契約等）が行われていることから、これらに対しても監査の対象範囲であることを明示しました。 また、その取引条件が妥当なものであるかについての項目を追加しました。 なお、(3)の「親族、役員や関係会社等との取引」に関する監査事項においても同様の改正を行いました。</li></ul>
(5)積立資産イ、オ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 積立資産の計上、取崩に関しては具体的な方針を作成し、明確にしている必要があるため、項目を追加しました。</li><li>・ 3月31日時点での銀行預金残高は、その後の決算締め作業後に確定した積立資産残高と一致しないことがあるため、この場合には、積立資産銀行口座に速やかに資金移動していることを確認する項目を追加しました。</li></ul>